明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○複数手術に係る費用の特例を定める件の一部を改正する件（厚生労働一三八）　一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同一三九）　七
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を定める件（同一四〇）　九
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件（同一四一）　一四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産七六八）　一四

告示

○厚生労働省告示第百三十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、複数手術に係る費用の特例（平成二十二年厚生労働省告示第九十四号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

複数手術に係る費用の特例

一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表の第2章第10部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

(1)　同一手術野又は同一病巣につき、別表第一の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

(2)　同一手術野又は同一病巣につき、別表第二に掲げる手術を二以上同時に行った場合の所定点数は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

二　診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表の第2章第9部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

同一手術野又は同一病巣につき、別表第三の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

別表第一

K015	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
K021―2	粘膜弁手術	
K022	組織拡張器による再建手術（一連につき）	
K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
K618	中心静脈栄養用植込型カテーテル設置	
K034	腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	
K046	骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	その他の手術
K182	神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	
K610	動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	
K623	静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	